

議案第 25 号

平成 25 年度北名古屋市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)  
について

平成 25 年度北名古屋市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) に  
ついて議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 24 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

平成25年度北名古屋市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度北名古屋市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		31,544	1,700	33,244
	2 負担金	31,200	1,700	32,900
3 国庫支出金		308,200	△3,500	304,700
	1 国庫補助金	308,200	△3,500	304,700
6 諸収入		33,036	△4,500	28,536
	1 延滞金、加算金及び過料	1	2,300	2,301
	3 雑入	33,034	△6,800	26,234
7 市債		602,900	6,300	609,200
	1 市債	602,900	6,300	609,200
歳入合計		1,832,158	0	1,832,158

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		282,494	△15,990	266,504
	1 総務管理費	282,494	△15,990	266,504
2 下水道建設費		1,083,332	30,990	1,114,322
	1 下水道建設費	1,083,332	30,990	1,114,322
3 公債費		377,174	△15,000	362,174
	1 公債費	377,174	△15,000	362,174
歳出合計		1,832,158	0	1,832,158